

第6期



京都市民長寿 すこやかプラン

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画
(平成27年度～29年度)

大



平成27年3月



京都市

「第6期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に 当たって

京都市長

門川 大作



永年にわたり、社会や地域のため、そして御家族のために尽くしてこられた高齢者の皆様は、京都市の誇りであり宝です。そんな皆様に、いつまでも地域社会の中で、他の世代と支え合いながら、生きがいをもって健康に暮らし続けていただきたい。こうした願いを込めて、この度、「第6期京都市民長寿すこやかプラン」を策定いたしました。

本プランでは、京都ならではの「地域力」を最大限に生かし、高齢者自身を含む地域住民、医療と介護をはじめとする関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで高齢者の暮らしを支援する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を一層推進することとしています。

私は、高齢者の皆様が笑顔でいきいきと過ごせる健康長寿のまちこそ、全ての市民の皆様にとって住みやすいまちであると確信しています。その思いの下、今後、市民の皆様としっかりと手を携えながら、年を重ねても「京都に住んでいて良かった」と心から実感していただける、地域で支え合う福祉のまちづくりを全力で進めてまいります。引き続き皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に多大な御協力をいただきました京都市高齢者施策推進協議会委員の皆様、貴重な御意見や御提言をお寄せくださいました市民の皆様、並びに全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

目 次

第1章

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章

高齢者を取り巻く状況・・・・・・・・・・ 4

第3章

平成37（2025）年の高齢者の姿と
目指すべき地域包括ケアの姿・・・・・・・・ 9

第4章

第6期プランの計画体系・・・・・・・・・・ 13

第5章

重点取組ごとの施策・事業・・・・・・・・ 16

第6章

介護サービス量及び事業費の推計・・・・・・・・ 27

1 プランの位置付け

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「老人福祉計画（本市では、「高齢者保健福祉計画」）」と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

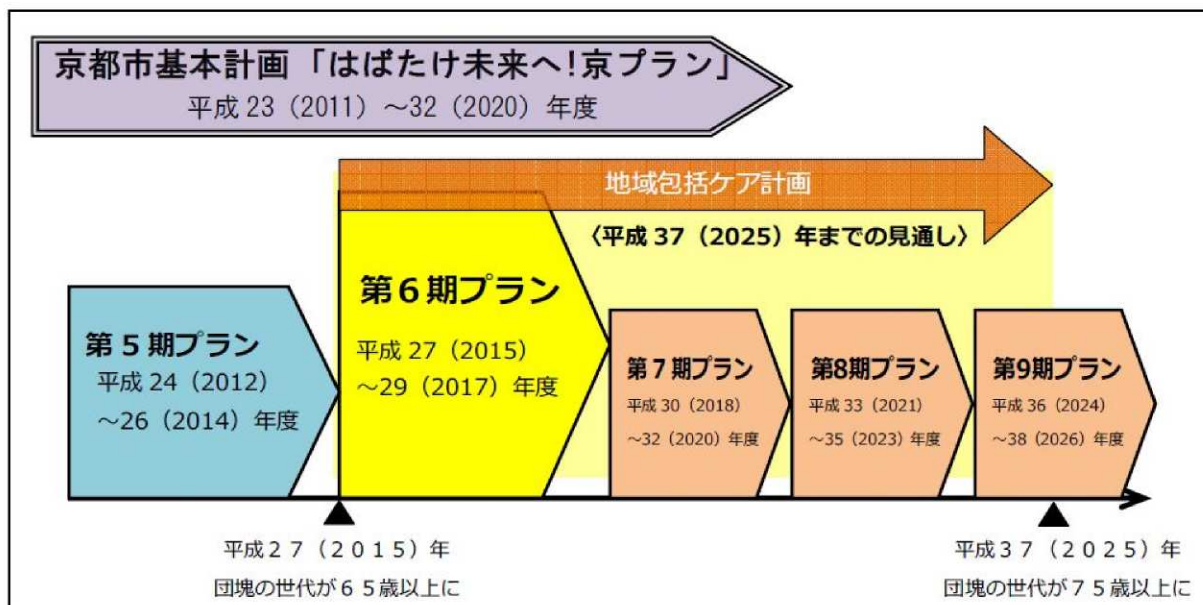
この計画は、「安らぎのある暮らしと華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画のひとつとして策定しています。



2 プランの計画期間

第6期プランの計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間です。

第6期以降のプランは、「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとしています。



3 プランの策定

(1) 京都市高齢者施策推進協議会の開催

市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者により構成される「京都市高齢者施策推進協議会」において、計画の内容等の協議を行いました。

(2) 市民参加・ニーズの反映

第6期プランの策定に当たっては、市民の皆様の意見を採り入れるため、京都市高齢者施策推進協議会への市民参加や協議会の公開のほか、平成25年度に2万人を超える市民の皆様を対象とした「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査等）及び介護サービス事業者に関するアンケート」を実施し、プラン策定のための基礎資料として活用しました。

また、この第6期プランの中間報告について、市民説明会を開催するとともに、平成26年12月から1箇月間にわたるパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見・御提言をいただくなど、市民参加によりプランづくりを進めてきました。

4 推進体制

（１）市民や関係団体との「協働」による計画の推進

「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進し、高齢者が安心して暮らせる健康長寿のまちをつくっていくためには、高齢者本人やその家族が地域包括ケアの理念を理解するとともに、高齢者自身を含む市民・地域社会、関係機関・関係団体、行政がそれぞれの役割を発揮し、計画の推進に主体的に関わることが求められています。

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、それぞれが役割を分担のうえ、「協働」によりこのプランを推進します。

（２）全庁的な取組による総合的な施策の推進

第6期プランでは、京都市版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層推進するため、医療や住まいをはじめとする多分野との連携をこれまで以上に促進する必要があることから、政策の「融合」を更に進め、より総合的かつ効果的な施策を推進します。

（３）関係機関・関係団体等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市の高齢者保健福祉施策の総合計画として、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方までを幅広く対象とした施策・事業等を掲げており、その推進に当たっては、医療・介護・保健・福祉を中心とする関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

（４）京都地域包括ケア推進機構・京都府等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」を推進していくためには、市域のみではなく、広域的な調整等が必要とされる施策や大都市ならではの課題等に対応する必要があることから、オール京都体制で構成される京都地域包括ケア推進機構、京都府、近隣市町村、政令指定都市との連携を一層深めていきます。

（５）プランの進捗管理

本市では、プランの進捗状況の点検・評価及び次期プランの内容等に関する協議を含め、広く高齢者福祉の推進に資する協議を行う場として「京都市高齢者施策推進協議会」を設置しています。第6期プランにおいても、引き続き、市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者による同協議会において進捗管理を行います。

また、第6期プランの進捗状況について市民や関係者の皆様に知っていただくため、同協議会等での報告のほか、ホームページ等による情報提供を行います。

第2章

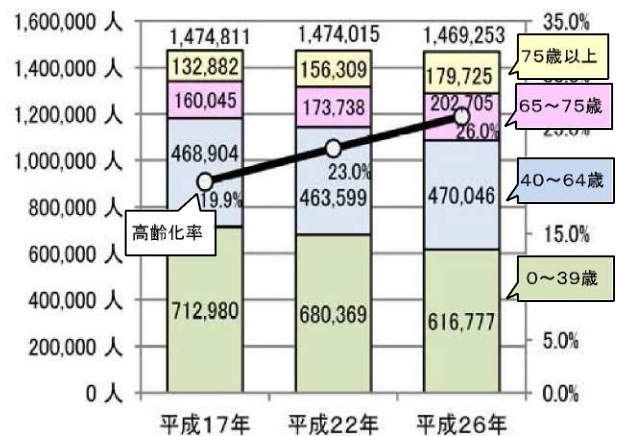
高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況

(1) 人口の状況等の推移

本市の近年における総人口及び65歳以上の高齢者人口等の推移を見ると、総人口は減少傾向にあります。とりわけ、平成24年から、いわゆる「団塊の世代」が順次高齢期を迎えられていることに伴い、高齢者人口は、平成26年で382,430人と、平成22年から約5万2千人増加し、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）についても、平成26年は26.0%と、平成22年から3.0ポイント増加しています。

■ 総人口及び高齢化率等の推移



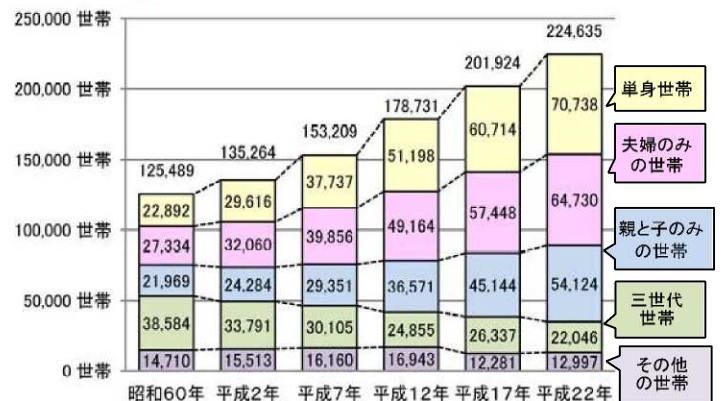
資料：国勢調査（平成17年、平成22年）
推計人口 京都市総合企画局情報化推進室情報
統計担当（平成26年10月）
※ 平成22年の構成比は総人口から年齢不詳を除いて算出している。

(2) 世帯の状況等の推移

本市の一般世帯数及び高齢者世帯数の推移を見ると、「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」は増加し続けており、平成22年は224,635世帯、一般世帯数に占める割合は33.0%となっています。

「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」の内訳の推移を見ると、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」、「親と子のみの世帯」の増加が見られる一方、「三世帯世帯」は大幅に減少しています。

■ 65歳以上の世帯員のいる一般世帯



資料：国勢調査

(3) 日常生活で不自由と感じていること

日常生活で不自由と感じていることについては、回答者全体で「電球の交換、部屋の模様替え、庭木の手入れ等をする事」が23.3%で最も高く、次いで「掃除・ごみ出し・洗濯などの家事をする事」、「買い物したり、荷物を持ち運ぶこと」となっています。（「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査）」（平成25年12月））

(4) 終末を迎えたい場所

終末を迎えたい場所については、回答者全体で「自宅」が51.3%で最も高く、次いで「病院などの医療施設（緩和ケア病棟やホスピス含む）」、「特別養護老人ホームなどの施設等」となっています。（「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査）」（平成25年12月））

2 第5期プランの取組状況

(1) 第5期プランの重点課題ごとの主な取組状況

重点課題	取組状況と課題の概況
1 世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進	◇ 身近な居場所づくりの推進や認知症施策の充実、成年後見支援センターの設置等による権利擁護施策の充実、ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の実施等の取組を着実に進めました。 ◇ 今後の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の更なる増加が見込まれていることから、引き続き、要援護高齢者支援に積極的に取り組む必要があります。
2 生きがいづくりと介護予防の推進	◇ 様々な社会参加や生きがいづくりに役立てていただくための敬老乗車証の交付やすこやかクラブ京都（老人クラブ）の活動に対する支援を引き続き実施するとともに、継続して健康教室や介護予防サービス等の提供を進めました。 ◇ 今後も、高齢者がいつまでもいきいきと健やかに過ごせるよう、とりわけ高齢者が意欲や能力を生かして社会参加していただくことで、生きがいづくりや健康づくり、介護予防にも役立てていただけるよう支援していく必要があります。
3 高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進	◇ 地域包括ケアシステムの中核機関として位置付ける高齢サポート（地域包括支援センター）の体制の充実等に取り組む、高齢サポートを中心とした地域ネットワークの構築を進めました。 ◇ 地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制の充実に加え、福祉避難所の事前指定の推進により、防災対策の充実に取り組みました。 ◇ 地域包括ケアシステムの大きな柱である医療と介護の連携については、今後、地域ケア会議等を活用し、更なる充実を図る必要があります。
4 安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実	◇ 介護サービス基盤については、とりわけ地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを中心に着実に整備を進めました。 ◇ 利用者が安心して介護サービスを受けられるよう、関係団体との連携の下、各種研修を実施し、介護サービスの質的向上を図るとともに、事業者への指導等を行うことにより、介護保険給付の適正化を図りました。 ◇ 制度の安定的な運営のため、介護保険料の徴収率向上に取り組みました。 ◇ 介護サービスとの連携を図りつつ、あんしんネット119（緊急通報システム）や配食サービス等の在宅福祉サービスを引き続き実施しました。 ◇ 高齢化の進展に伴い、今後ますます介護・福祉サービスの需要が高まるとともに、質の高いサービスの提供が求められる中、適正なサービス提供、福祉・介護人材の確保に向けた取組を一層進める必要があります。

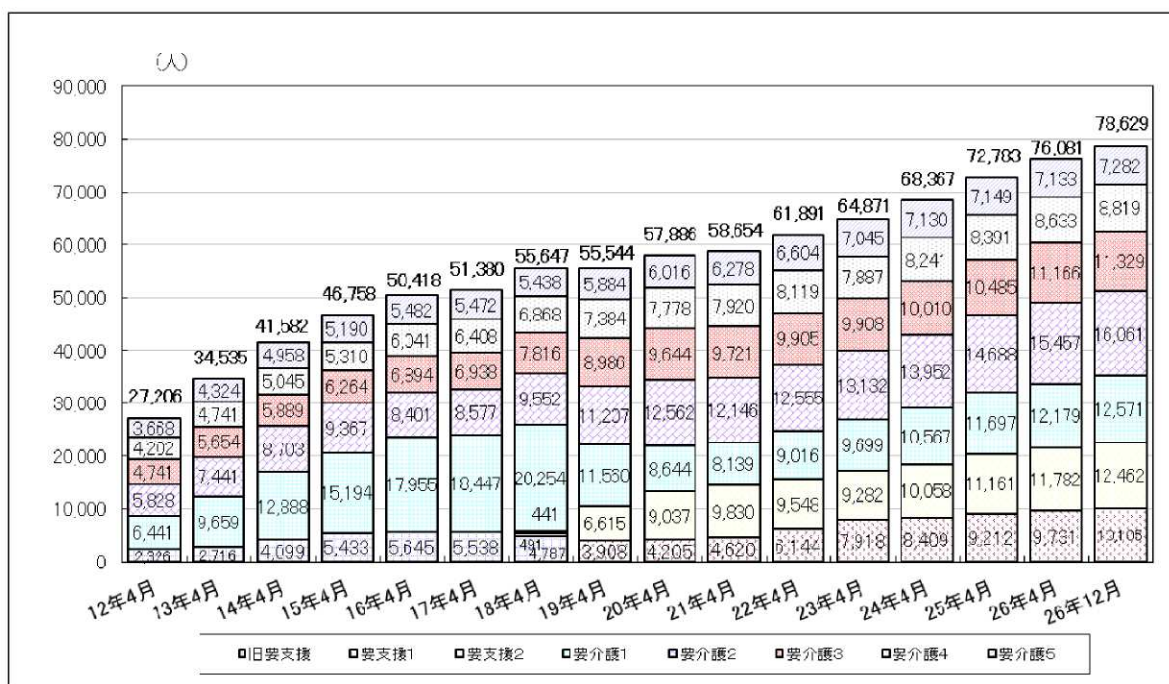
(2) 介護保険事業の実施状況

要支援・要介護認定者数は、平成26年12月現在で78,629人となり、介護保険制度が創設された平成12年4月現在の27,206人から約2.9倍の増加となっています。

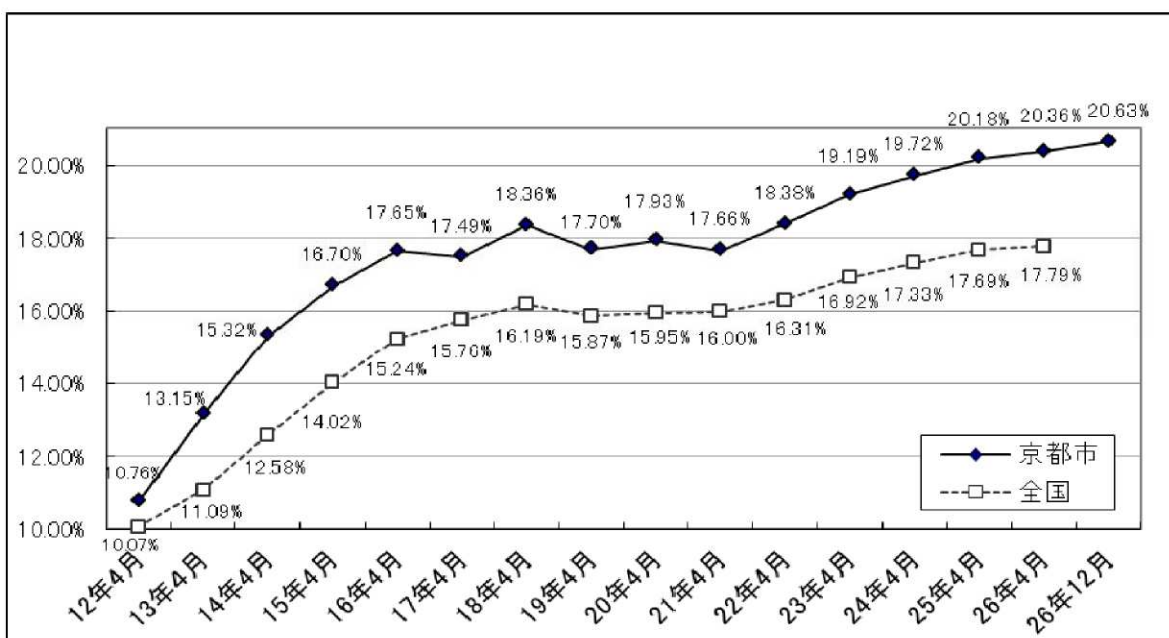
第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合（出現率）は、平成26年12月現在で20.63%となっており、全国平均と比べ、本市の出現率は高い状況にあります。その要因としては、本市におけるひとり暮らし高齢者の割合が高いこと等が考えられます。

また、本市の出現率は、平成16年度から平成21年度まで横ばいで推移していましたが、平成22年度以降は増加傾向にあります。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



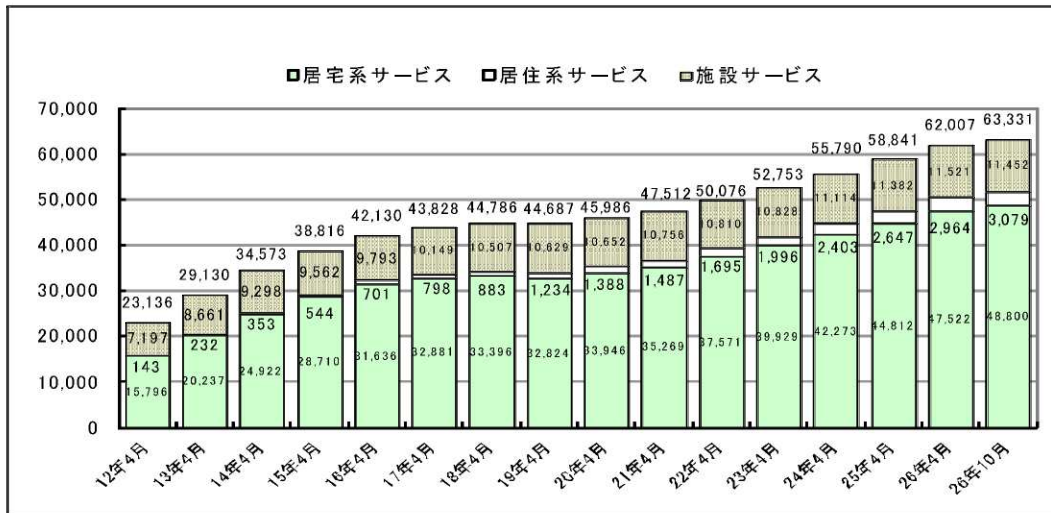
■ 要支援・要介護認定者出現率の推移



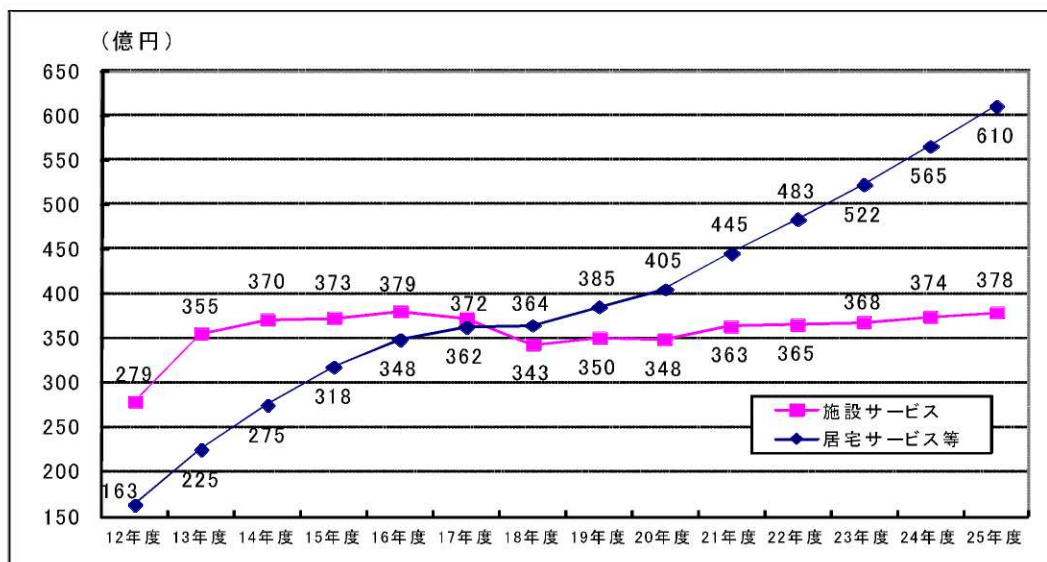
介護保険制度創設以降、介護サービスの利用者数は、事業者の新規参入や既存事業者の事業拡大とあいまって、着実に増加しています。

■ 介護サービスの利用者数の推移

(人)



■ 施設サービス・居宅サービス等の保険給付費の推移



本市は介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費は全国的にも高い状況にあります。平成25年度の保険給付費における政令指定都市（20市）間の比較によると、居宅サービス等（施設サービス以外のサービス）では第13位ですが、施設サービスで第3位、総給付費（計）で第5位となっています。

■ 政令指定都市間の比較における本市の状況

1	総人口に占める65歳以上の高齢者の割合	第3位	
2	65歳以上人口に占める75歳以上の高齢者の割合	第7位	
3	一般世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合	第5位	
4	第1号被保険者に占める要介護認定者の割合(出現率)	第6位	
5	第1号被保険者1人当たりの 保険給付費	居宅サービス等	第13位
		施設サービス	第3位
		計(高額介護サービス費等も含む)	第5位

※ 1～2は平成26年4月1日現在、3は平成22年国勢調査、4は平成26年3月末現在、5は平成25年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順。

3

介護保険制度改正の主なポイント

平成27年度の介護保険制度改正においては、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、第5期プランにおいて開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していくとともに、平成37年までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとされています。

具体的には、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点を基本的な考え方として、次の項目に取り組むこととされています。

■ 介護保険制度改正の主な内容

地域包括ケアシステムの構築	費用負担の公平化
サービスの充実 ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ① 在宅医療・介護連携の推進 ② 認知症施策の推進 ③ 地域ケア会議の推進 ④ 生活支援サービスの充実・強化	低所得者の保険料軽減を拡充 ○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
重点化・効率化 ① 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）	重点化・効率化 ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

第3章

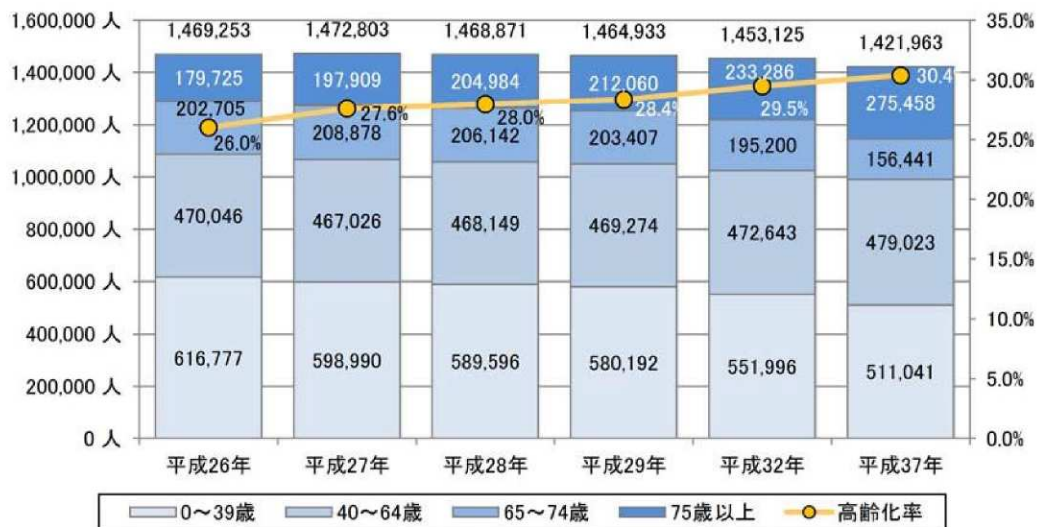
平成37(2025)年の高齢者の姿と 目指すべき地域包括ケアの姿

1 平成37(2025)年の高齢者の姿

高齢者人口は43万人、高齢化率は30%を超える見込みです。
後期高齢者の割合が上昇し、市民の5人に1人が後期高齢者となる見込みです。

本市における高齢者人口は、平成37(2025)年には43万人を超え、高齢化率は30.4%となる見込みです。75歳以上の人口(後期高齢者)の割合は19.4%となり、およそ5人に1人が後期高齢者となると見込まれています。

総人口及び高齢者人口等の今後の推計



資料：推計人口 京都市総合企画局情報化推進室情報統計担当(平成26年10月)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」(平成27年, 32年, 37年)
平成28年, 29年は, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」を参考に、
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において推計

要支援・要介護認定者数は約3万人増加し、10万人を超える見込みです。

平成37年度の要支援・要介護認定者数は、平成26年度の約1.4倍となる107,951人になると見込まれます。

要支援・要介護認定者数及び出現率の推計

(人)

	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
第1号被保険者数	371,515	378,911	384,091	386,697	386,894	377,946
要支援・要介護認定者数	77,719	81,456	85,605	90,096	99,429	107,951
うち、第1号被保険者数	76,266	80,018	84,210	88,672	97,933	106,415
出現率	20.53%	21.12%	21.92%	22.93%	25.31%	28.16%

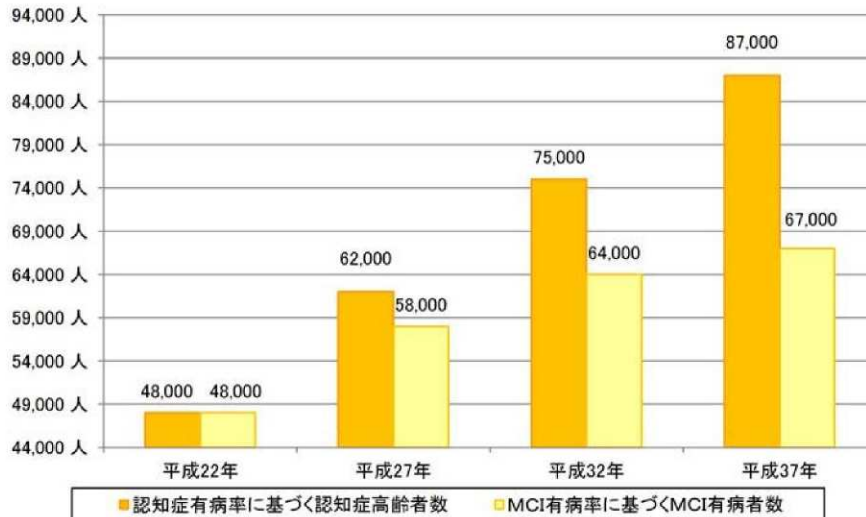
注1：平成26年度(斜線)は10月1日現在の実績値、平成27年度以降(太枠内)は推計値

注2：第1号被保険者数は住民基本台帳人口等から推計するため、第3章1の高齢者人口の推計値(9ページ)と一致しない

認知症高齢者が増加し、約 87,000 人となる見込みです。

平成 37 年の本市における認知症高齢者数は約 87,000 人、また、MCI 有病者数は約 67,000 人と推計されます。

■ 認知症高齢者数の推計



※ MCI：軽度認知障害（記憶障害はあっても、認知症とはいえない状態。認知症の予備軍、または前駆状態といわれる。）

2 平成37(2025)年の目指すべき地域包括ケアの姿

第6期プランでは、次に掲げる平成 37（2025）年の地域包括ケアの姿の実現を目指し、取組を進めます。

■ 平成 37（2025）年の目指すべき地域包括ケアの姿

- 地域において、医療、介護をはじめとするあらゆる関係者が参画する支援ネットワークが構築され、個別支援を起点として、地域課題の把握からその対応までつながられている。
- 地域全体で高齢者を支えるネットワークが構築され、認知症の人やひとり暮らし高齢者が孤立することなく、地域の絆でつながりながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられている。
- 高齢者が、意欲や能力を生かして積極的に社会参加し、地域住民とともに、地域での様々な支え合い活動など、高齢者に対する生活支援の担い手として、また、子育て支援など地域社会の幅広い支え手として活躍している。
- 医療と介護をはじめとする多職種の協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、できる限り自宅等の住み慣れた生活の場で、最期まで自分らしい生活を送ることができている。

3 第6期プラン策定に当たっての課題と方向性

千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域住民が組織する団体が中心となって培われてきた地域力を生かし、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、日常生活圏域を構成する基礎となる学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」（15ページ参照）の構築に取り組んでいるところです。

今後とも、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」をより強固にしていくとともに、その強みを最大限に生かし、地域住民や医療・介護をはじめとする様々な関係団体と行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第6期プランにおいては、こうした考えの下、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる「健康長寿のまち京都」をつくるために、次の課題認識をもち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

地域ケア会議を軸とする地域包括ケアシステムの構築

- ◇ 京都市版地域包括ケアシステムを構築するうえで、医療、介護、行政等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである地域ケア会議が果たすべき役割は極めて重要です。
- ◇ 本市では、地域の医療機関をはじめとする関係者に参画いただくことで、医療と介護の連携を更に強化し、個別支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等につなげていけるよう、これまでの地域ケア会議に加えて、日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を新たに設置し、機能別、エリア別に再構築することとしています。今後、再構築後の「地域ケア会議」を軸として、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進めていく必要があります。
- ◇ また、今後とも、再構築後の地域ケア会議を実効性あるものとしていけるよう、その推進役としての役割を担う高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上に取り組む必要があります。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実

- ◇ 高齢化の進展に伴い、今後とも、認知症高齢者や要介護認定者、ひとり暮らし高齢者等が年々増加していくと見込まれる中、一人ひとりの状態に応じて適切な支援が受けられ、地域の絆でつながりながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者への支援を充実していく必要があります。
- ◇ 今後は、認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような地域資源で支えていくのかを具体的に示すものとして作成した「京都市版認知症ケアパス」の普及を図り、認知症の人の状態に応じて適切なサービスを受けられるよう支援していくほか、認知症の初期段階での対応や医療体制の充実など、認知症の人と家族を支える取組を総合的に進めていく必要があります。

- ◇ 一方、本市では、支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげていくため、市内在住の65歳以上の全てのひとり暮らし高齢者を対象として、高齢サポートによる全戸個別訪問を実施しています。今後とも、高齢者の潜在的なニーズを把握し、適切な個別支援につなげるとともに、これまでから見守り活動を担っていただいている民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等との情報共有等を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層進めていく必要があります。

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち、意欲や能力を生かせる環境づくり

- ◇ 今後とも、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って高齢期を過ごしていただけるよう、健康づくりや社会参加のきっかけづくり，介護予防の普及啓発等に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 一方、「団塊の世代」が高齢期を迎え、元気な高齢者が増加していることから、高齢者に意欲や能力を生かして社会参加していただくことで、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防にも役立てていただけるよう支援し、元気な高齢者を更に増やしていく必要があります。
- ◇ 今後、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い、高齢者に対する生活支援の必要性が高まっていくと見込まれることから、元気な高齢者をはじめとする地域住民がその担い手として、また、子育て支援など地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりを進めていく必要があります。

住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護・生活支援サービス等の充実

- ◇ 高齢者のその人らしい人生を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の協働により、その人の全体像を把握し、最適な医療や介護を提供していくことが求められています。このため、地域ケア会議を軸として多職種の顔の見える関係を築き、医療・介護の連携を更に進めていくとともに、看取り対策をはじめとする在宅療養支援の取組を推進していく必要があります。
- ◇ また、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「小規模多機能型居宅介護」，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」，「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービスから改称）」等の居宅系サービスの整備を着実に推進するとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者のため、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備するなど、引き続き、身近な地域における介護サービス基盤の充実を図る必要があります。
- ◇ 一方、今回の介護保険制度改正に伴って創設される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）」においては、全国一律の基準で提供されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）の内容に加え、これまで多様な主体によって地域に根差して取り組まれてきた配食や見守り等の多様なサービスも合わせて再構築することにより、生活支援サービスの更なる充実を図っていくことが求められています。
- ◇ このため、本市においては、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討し、市民の皆様や関係機関との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化を目指していく必要があります。

第4章

第6期プランの計画体系

第6期プランの基本理念は、平成22年12月策定の京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」（平成23年度～32年度）の高齢者福祉分野における理念を踏まえて設定した第5期プランの基本理念を継承し、新たに4つの取組の視点の下、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、取組を進めます。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなで作る

取組の視点

京都の崇高な自治の伝統の下で育まれてきた人の絆、地域の絆を大切に継承して、地域全体で高齢者の暮らしを支援するまちづくりを目指し、次の4つの視点で「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

1 **いかす**

高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいをもって暮らせるよう、これまで培ってきた知恵や経験、能力を、地域社会の幅広い支え手としていかす

2 **つなぐ**

地域の中で尊厳ある生活を継続できるよう、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、必要な支援につなぐ

3 **むすぶ**

地域とのつながりの中で一人ひとりの高齢者を支えていけるよう、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を有機的に結びつける

4 **ささえる**

心身の状態に応じて、医療・介護・生活支援サービス等を切れ目なく提供し、できる限り地域の中でその人らしい豊かな生活を支える

計画体系

重点取組 1 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進		
1 地域での支援ネットワークの強化		(1) 地域ケア会議の充実
		(2) 高齢サポートの機能の充実
		(3) 地域での相談・見守り体制の充実
		(4) 世代を超えて支え合う意識の共有
2 認知症等の要援護高齢者支援の充実		(1) 権利擁護の推進
		(2) 認知症施策の推進
		(3) ひとり暮らし高齢者支援の推進
重点取組 2 生きがいづくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進		
1 生きがいづくり・担い手づくりの推進		(1) 生きがいづくりの推進
		(2) 就労支援・担い手づくりの推進
		(3) すこやかクラブ京都（老人クラブ）の活動の充実
2 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進		(1) 健康づくりの取組の推進
		(2) 介護予防の取組の推進
		(3) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施
重点取組 3 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進		
1 医療と介護の連携強化		
2 介護サービスの充実		(1) 24時間365日の支援体制の充実
		(2) 介護保険事業の円滑な運営
		(3) 介護サービスの質的向上
3 生活支援サービス等の充実		(1) 生活支援サービスの充実
		(2) 保健福祉サービスの充実
4 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成		
重点取組 4 安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進		
1 安心して暮らせる住まいづくりの推進		
2 暮らしやすい生活環境づくりの推進		
3 防災・防犯対策や消費者施策の推進		(1) 防災・防犯対策の推進
		(2) 消費者被害対策等の推進
4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進		

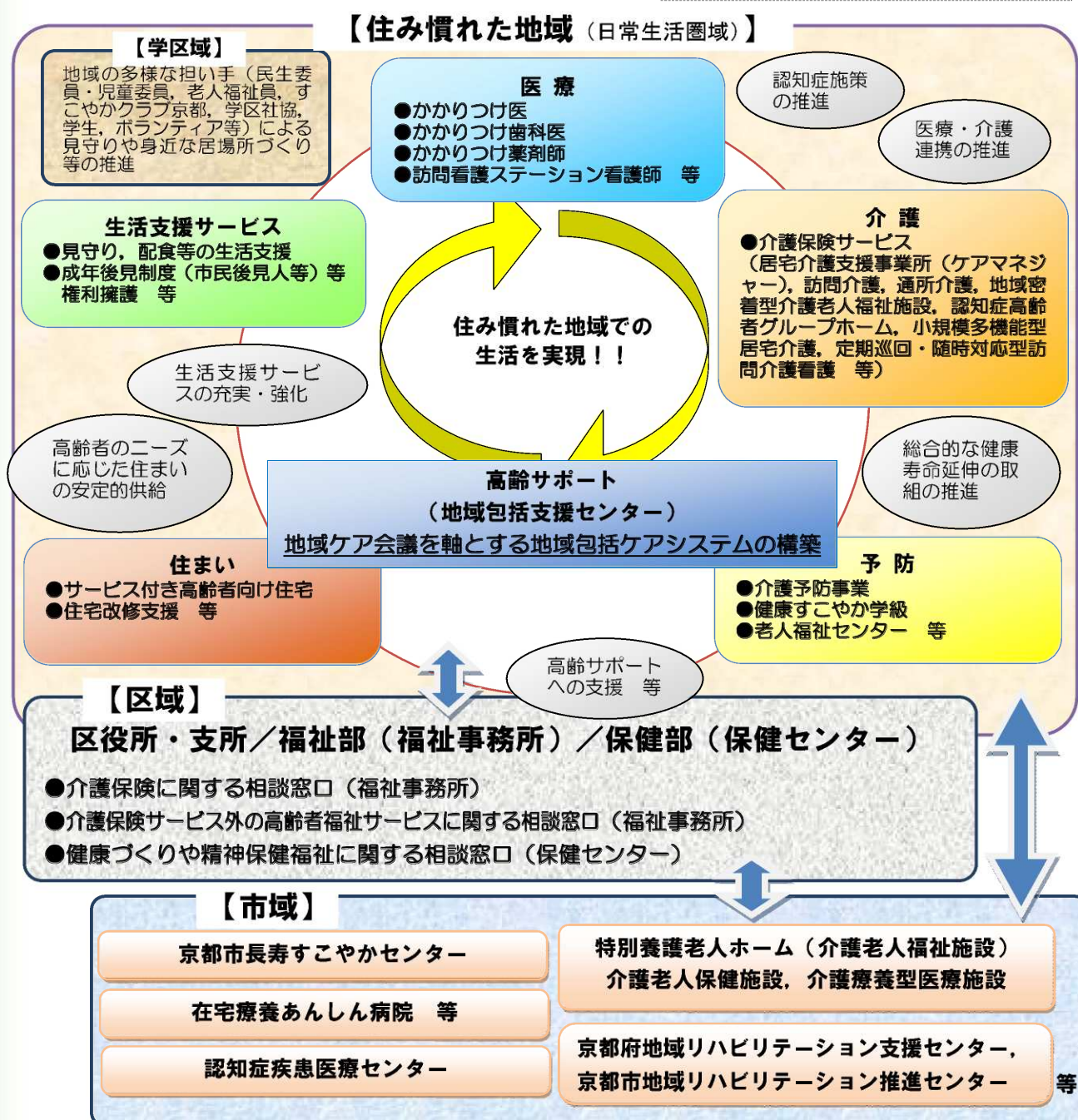
【京都市版地域包括ケアシステムについて】

■ 京都市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

※ 本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定



第5章

重点取組ごとの施策・事業

第6期プランでは、平成37（2025）年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」を構築するため、4つの重点取組の下、第5期プランに掲げる施策・事業の継続・見直しや、新たな施策・事業の展開に取り組めます。第6期プランの施策・事業数は167項目となり、うち新規は36項目、充実は18項目となります。

重点 取組

1

高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

取組方針

医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組み、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。

また、認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた取組を進めるとともに、認知症の人の状態に応じて適切なサービスが受けられるよう、認知症の人と家族を支える取組を積極的に進めていきます。

今後とも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者が増加していくと見込まれる中、高齢者が孤立することなく、地域との絆でつながりながら、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づいて培われてきた京都の地域力を生かし、見守りをはじめ地域全体で世代を超えて高齢者の暮らしを支援する仕組みづくりを進めていきます。

▶1 地域での支援ネットワークの強化

（1）地域ケア会議の充実

- 新たな体系での地域ケア会議の推進《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進《新規》
- インフォーマルサービスなど地域課題への対応《新規》

（2）高齢サポートの機能の充実

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上《新規》
- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制の適正化《新規》
- GISを活用した高齢サポート等による高齢者支援に向けた調査研究の実施《新規》
- 高齢サポートの情報発信の推進



＜高齢サポート＞

(3) 地域での相談・見守り体制の充実

- 地域における見守り体制の推進
- 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 身近な居場所づくりの充実《充実》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供《充実》
- 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進
- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」の推進《充実》
- コミュニティソーシャルワークの強化・推進《新規》
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援
- 大学・大学生やNPO等との連携の推進《新規》



＜高齢者の居場所＞

(4) 世代を超えて支え合う意識の共有

- 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進
- 子どもから高齢者まで多世代が憩い，健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進
- 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備《充実》
- 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施
- 敬老記念品贈呈事業の実施
- 「京都市人権文化推進計画」に基づく事業の推進

2 認知症等の要援護高齢者支援の充実

(1) 権利擁護の推進

- 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度の普及・啓発及び市民後見人の養成
- 市長申立など成年後見制度の利用促進
- 日常生活自立支援事業の推進

- 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保
- 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

（２）認知症施策の推進

- 認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及・活用《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進（再掲）《新規》
- 認知症医療体制の充実《充実》
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進
- 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応の充実《新規》
- 認知症等の徘徊対応の仕組みづくり《新規》
- 若天性認知症施策の推進《新規》
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施
- 長寿すこやかセンター等による認知症に関する相談事業の推進
- 認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発
- 認知症の人がいる世帯への訪問指導の実施
- 施設・事業所の認知症ケア技術の向上
- 市民のための介護講座の実施



＜京都市版認知症ケアパス＞

（３）ひとり暮らし高齢者等支援の推進

- ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進《充実》
- 地域における見守り体制の推進（再掲）
- 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進（再掲）
- すこやかクラブ京都（老人クラブ）による在宅福祉を支える友愛活動への支援
- あんしんネット１１９（緊急通報システム）事業の推進